

多様化する家族と生活保障：ひとり親の貧困世帯を中心に

(2) フランスの事例

(静岡大学) 船橋恵子

1 目的

この報告の目的は、ひとり親世帯の貧困問題の解決には、いかなる制度が必要かについて、国際比較を通じて明らかにすることである。従来、日本のひとり親世帯の貧困率が国際的に見て非常に高いことが指摘され、その主要因として、①有効な再分配がなされていないこと、②ひとり親がケアと就労を両立することの難しさ、③女性世帯主の就労が不安定で不利な労働に限られる傾向があること、④離別母子世帯の多数が父親からの養育費を確保できていないこと、などが挙げられてきた。では、具体的にどのような制度を構築すれば、これらの問題を解決できるのだろうか。本報告では、北欧諸国に次いでひとり親世帯の相対的貧困率が低いフランスの事例から、日本への示唆を引き出したい。

2 方法

まず、日本のひとり親世帯の貧困問題に関する先行研究(赤石 2014, 阿部 2014, 神原 2010, 近藤 2013, 下夷 2008&2015, 杉本ほか 2009, 田宮 2010, 藤原 2008, 水無田 2014, 湯澤 2009 等)が共通に示している「必要なひとり親支援施策」に沿って、フランスの政策を概観する。つぎに、フランスの諸制度の背景にある考え方や制度が実現されるに至った歴史的経緯を明らかにする。

3 結果

フランスは、家族手当が豊富であり、ユニバーサルな手当とともに、ひとり親への手当、貧困世帯向けの手当も上乘せされるため、再分配が有効になされている。また、労働時間が日本より短い(週 35 時間労働制)ためワークライフバランスがとりやすい。ただし、低学歴・低所得階層の就労が不安定で不利な状況は、厳として存在する。そのため、伴走型のひとり親就労支援が実施されているが、雇用格差の解消については決め手を欠く。養育費の確保は、離婚の場合は裁判所を通じて、事実婚の解消の場合は家族手当金庫を通じて、必ず対応がなされる。そして、子どもの教育費負担の問題は、3歳からの無償の公教育によって解決される。

このような政策形成の背景には、家族の利害を社会に対して代表する団体としての「家族協会連合」(UNAF)の存在が注目される。フランスでは 1975 年頃から家族の多様化に関する政策対応が進められ、ひとり親世帯も「家族」として社会的に承認され、「家族協会連合」を通じて要求を政策提言する回路を持った。

4 結論

フランスの事例から日本の状況に対して示唆される点は、以下の通りである。

- ①職業生活と家族生活を車の両輪ととらえる社会制度(労働組合と家族組合)の形成。
- ②多様な家族を認める家族法的改革。
- ③次世代育成に関する費用の無償化についての社会的コンセンサス。
- ④生活保障財源における事業主負担(家族手当金庫の財源の6割は企業の拠出)。
- ⑤父親の権利と義務の明確化。

学会当日、文献リストや詳細な資料を示すとともに、連携発表のドイツ、オランダ、韓国の事例との比較討論を行いたい。